

公益社団法人埼玉県臨床検査技師会 委員会規程

(総則)

第1条 公益社団法人埼玉県臨床検査技師会（以下「本会」という。）における全ての委員会は、定款及び組織運営規程によるほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 委員会は、実務委員会と専門委員会の2種とする。

2 実務委員会は、理事会において会の運営上必要としたときに置き、その任にあたる。

3 特に必要がある時には、当該委員会のための規程を策定し、その定めに従うものとする。

4 専門委員会は、会長の諮問事項を調査し、その結果を答申する。

(委員)

第3条 委員の定数は、理事会で定める。

2 委員は理事会で推薦し、会長が委嘱する。

3 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

(招集)

第4条 委員会は、随時委員長が招集する。

(会議の議長)

第5条 委員会の議長は、委員長がこれに当たる。

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱を受けた日から第2条の目的達成までとする。

(実務委員会)

第7条 本会に次の実務委員会を置く。

(1) 予算委員会（会計部管轄）

(2) 資格審査委員会（総会規程による）

(3) 議事運営委員会（総会規程による）

(4) 学会実行委員会（学会運営規程による）

(5) 研究班運営委員会（部門別検査研究班運営規程による）

(6) 編集委員会（編集委員会規程による）

(7) 精度管理委員会（精度管理委員会規程による）

(8) 生涯教育委員会（学術部管轄）

(9) ホームページ委員会（総務部管轄）

- (10) 役員候補者推薦委員会（役員候補者推薦委員会規程による）
- (11) 表彰・選考審査委員会（表彰・選考審査規程による）
- (12) 災害共済委員会（災害共済見舞金支給規程による）
- (13) 埼臨技臨床検査データ標準化委員会（精度保証部管轄）
- (14) 埼玉県精度保証施設認証委員会（精度保証部管轄）
- (15) 検査室管理運営委員会（事業部管轄）
- (16) 諸規程検討委員会（事務局管轄）
- (17) ワークライフバランス推進委員会（事業部管轄）
- (18) 青年部委員会（事業部管轄）
- (19) 臨床検査技師養成校連絡協議会（事業部管轄）
- (20) 人事委員会（事務局管轄）
- (21) タスクシフト/シェア指定講習会運営委員会（総務部管轄）

（規程の改廃等）

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

（細則）

第9条 この規程の施行に関し、必要な事項は理事会で別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 この規定は、令和4年4月14日より施行する。
- 3 この規定は、令和4年11月10日より施行する。
- 4 この規定は、令和6年6月6日より施行する。